

## ■平成25年度小城市子ども・子育て会議(第1回) 議事録

●日 時 平成25年10月15日(火) 10:00～11:45

●場 所 三日月保健福祉センター(ゆめりあ)

●出席委員 15人出席

●事務局 事務局5人、コンサル2人 計7人

●会議記録(敬称略)

### 1 開会

課長あいさつ

### 2 委嘱状の交付

市長から委員

### 3 市長あいさつ

省略

### 4 委員及び事務局職員の紹介

委員・事務局 自己紹介

### 5 会長・副会長選出及び委員長あいさつ

事務局提案で決定

会長 佐藤委員 副会長 明石委員

#### [会長あいさつ]

おはようございます。会議の会長職を指名していただきました、不慣れなところもあるかもしれませんが、子ども・子育てというのは本当に大変だし、また重要だと思いますし、今盛んに子どもたちは地域の宝とされています。この趣旨にもあるように、地域が一体となって地域の子どもたちを育てていく、そのことの重要性を私も強く感じています。特に、小城市の強みといいますか、小城市の持っている強みというものをもう一回再確認をして、そしてそのことを踏まえて、これからの会議の中で活かしていければいいなというふうに考えます。委員さんにいろいろご迷惑をかけると思いますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

### 6 会議設置の背景について

課長説明 資料1

### 7 議題

#### (1) 本市における子ども子育ての現状について

事務局説明 資料1～5

(A委員)

条例関係ですけども、これは意見です。答弁は要りません。設置ということでききなり、何のためにこの条例があるとか目的規定が全然なくて、この条例を読むだけでこの条例の目的とか仕事ですね、後に資料で出てきておりますけど、5ページですかね、子ども・子育て支援事業の計画策定のための条例だと思いますが、そういうことは全然書いてなくて、それとこの会議の目的もこの5ページの中で初めて出てきますが、やっぱり条例をつくる時には誰が見てもわかるような条例をつくっていただきたいという意見です。

終わります。

(事務局)

私のほうから説明したいと思います。

A委員さんが言われるように、一つは目的があって今回がどういった目的であって、こういうふうにするっていうのは原則というか一般的ですけども、今回の条例は、まず国から条例の準則といたしますけども、パターンで試案が示されています。今回、試案の中にそのようなものがなく、ほかの一般的な条例から比べたら変則的かもわかりませんが、国の準則案に基づいて今回条例の制定をさせていただいております。細かいことは、さっきA委員さんが言われたように、関係の法律を読まないとわかりにくいことにはなっているみたいですが、そういったことをご理解いただければと思います。

以上です。

(佐藤会長)

今、子育ての現状ということで、資料2から資料5まで示してもらっていますが、やっぱりトータルすると小城市の現状はどういうことになっているか、子どもがだんだん減っていくと、こういう状況であると、そういったところをここでは理解してもらえればいいと思います。

(事務局)

ここで理解していただきたいのは、小城市の施設の現状は、幼稚園ですけども、やっぱり人口等が大きく影響する。今までのところの推移と今後の推計、推計は資料にも書いていますが、公的機関が小城市の推計をホームページで出しております。このホームページから小城市のほう、それを見て小城市のほうの人口の推定をしています。こういったことを、例えば保育所のニーズは増えているけれども、そしたらどんどん増やしていいか、子どもの人数がどうなるのかということもからめて今後考えていただきたいと思います。

それと13ページの資料、これについては、児童扶養手当という給付のお話でしたけど、これで何が言いたいのかというのは、母子家庭等の家庭がどんどん増えている状況にあるということをご理解いただければと思っております。そのための資料です。

(佐藤会長)

例えば、さっき資料4の説明がありましたけれども、資料4で小城の子どもたちは全体の55%が市内の施設に通っていると、あと45%は家庭内保育か市外の施設に通っている。この割合っていうのは大体この数年こういうことなのか、今後も大体こうなのか、その辺りの見通しとか、そういうものがわかれば教えていただきたい。

(事務局)

資料4のおさらいですけども、一番左が黄色で約49人の方がいます。これは認証保育施設が3施設の49人。それと真ん中の上のほうの幼稚園で合計323人、これが幼稚園の数です、市内、市外を含めてですね。そしてその下が認可保育所、保育所です。860人と一番右側が認定こども園で市内と市外合わせて552人いるとの見方をしています。ですので、49人と左から49人と323人と860人と550人を足して一番上の人口、0歳から5歳の2,557人を引きますと、理論値ですけども、家庭内保育、いわゆるお子さんを家庭で見ている数です、相当数が一番左の下のほうに推計で773人ということになっています。基本的に幼稚園、保育所は定数がありますので、そうした定数の分では、施設が増えたり、定数の見直しをしない限りは、この数字は動かないと思っています。

ただ、小城市の場合、認定こども園が平成23年からできておりまして、これで小城市の割合としては増えていると思います。

(B委員)

児童扶養手当の支給に所得制限があるとネットとかに書かれているのですが、実際に小城市での所得制限の金額を教えてください。なぜこういうことを聞いているかという、ネットの情報ではシングルマザーのワーキングプアが問題になっていて、児童扶養手当の受給ができない、けれどワーキングプアな家庭が結構あると、社会問題になっていると聞いています。そこで小城市では所得制限は幾らぐらいなのかなと思います、質問いたします。

(事務局)

児童扶養手当の所得制限は全国統一の金額となっております、本人と扶養義務者ということで2段階にわけられています。本人、扶養義務者ともに扶養の人数による所得制限がありまして、本人扶養0人ですと192万円、1人増えるごとに38万円の制限ですので、一人扶養となると230万円の所得があると所得制限に引っかかってもらえないということがあります。扶養義務者は扶養が0人ですと236万円で、1人は親とか兄弟とか一番所得の高い人をみますので、同居している家族のほうにそういう所得がある方がいらっしゃると全然もらえないこともあります。自分1人で子どもを育てていらっしゃる方とは所得額が230万円以下だったらもらえます。全額支給は平成25年10月支給から月額4万1140円です。この場合の所得制限は、子どもは0人扶養で19万円、1人増えるごとに38万円増加します。1人目と2人目は5千円、3人目は3千円のプラスになります。

(B委員)

ありがとうございました。

## (2) 子ども子育て支援新制度について

事務局説明 資料6

(C委員)

よくわからないのですが、国としては、縦割り行政でやってきた、内閣府とか文科省、厚労省とかこうしたものを一本化して、なるべくならば公立の幼稚園、保育所はそのまま、そのほかの私立のものは認定こども園にしていきたいという意向ということで考えていいですか。

(事務局)

幼保連携型の認定こども園を推進していく、なってほしいということです。

(C委員)

一本化していきたいということですね。

(事務局)

公立とか私立をわけて考えるのではなく、保育所は公立私立も同じ考えですので、将来的に国のイメージは一本化の方向ですけども、やはりそこには資料の18ページの下の方にイメージ図がありますが、その真ん中の辺りに政策的に促進というのは、括弧で移行は義務ではないと書いてありますけども、例えば平成27年からみんな一つにしましょうという乱暴なものではなくて、現行のままでもいいですよってというのがここで残っています。

(事務局)

全体をわかりやすくいうと、文科省の幼稚園と厚労省の保育所、これを国は一体的にしましょうという大きな目標があります。この中には公立、私立は関係ないということですね。現在も認定こども園という制度はあるのですが、まだ法的には幼稚園、保育所が独立した形のものなのです。これを法

整備して保育所と幼稚園を新しい方法で1つの施設に位置づけるということです。もう一つは、今回の政権の前には、現行の幼稚園と保育所を全てなくして総合こども園にもっていくという考えがありました。こういうふうに政権交代の流れの中で途中経過にあるということです。それから、もう一つは小城市の市立、市が持っている幼稚園や保育所についてもなるべくこの方法をすると、一体化すると。もう一つは、民間でできるところは民間にお願いしていくという、行財政改革の途上にあるということです。小城市の場合はそういった行政の幼保一体化、民営化のことで、今回の国の計画をするということと合わさって、どうするかという計画を皆様のご意見をいただいて、来年までにつくっていくという形になります。大きくはそういった流れでございます。

(C委員)

江北町が10年ぐらい前に公立を一緒にされましたね、いろいろいい面、悪い面と聞いています。

(事務局)

この資料はかなりボリュームがありまして1回聞いただけではわかりにくい。事務の担当でもなかなかこの内容は、と思います。当然、今決まってないものは、後で国の方で決まります。

ここで押さえてほしいのは、また後で資料7にもありますけども、どれだけのニーズがあるのか、ニーズ調査ですね。それを今年度やる、ということです。資料の20ページを見ていただきますと、上のほうに施設型給付と保育料とあります、これは今までのイメージでは保育所は保育料、幼稚園は幼稚園の保育料と別々でした。けれども、この20ページのほう、新制度ということで、3歳児以上児と3歳未満児にわかれています。ここで書いてありますのは、保護者の就労時間に応じた保育に対する給付ということです。これが今までの幼稚園とか保育所のイメージと少し違うのかなど。例えば就労で丸々1日8時間働いている方もいらっしゃいますし、何時間かのパートの方もいらっしゃるし。いろいろだと思いますが、その辺りがまだはっきりしないところはあるのですけれども、就労時間に合わせた保育の給付になってきます、それに見合った保育料。保育の給付というのはお金、施設に対する給付ですけども。今度は保護者さん、保育料も当然違ってきます。保育料の件は21ページの下の方に図で書いてありますが、いわゆる保育所は保育所の料金、幼稚園は幼稚園の料金でしたけども、これが今度、3歳児以上とか3歳未満ということでわかれてきます。ですので、何々幼稚園に行つて月額幾らですつていう、あそこに行くのなら幾らつていうイメージは切りかえが必要ということを認識していただいて。そのイメージの切りかえの根本となるのが、20ページの下の方の1号認定、2号認定、3号認定と。今までこういったわけ方をしてないのをこういったくくりでわかるようになります。こういった認定をまず市で認定をして、そのあと給付につながるものとなりますので、今までの保育所と幼稚園のイメージを整理しないと、従来の基準とゴチャゴチャになる可能性があります。そこら辺りをこの資料で理解していただきたいと思います。

(D委員)

うちの子どもが今、市内の幼稚園に行っているのですが。幼保一緒になるということで保育料が上がるというのは予測できるのですが、今の幼稚園の保育時間とかいうのはどういうふうになるのかが心配です。今が幼稚園は8時半から9時までに登園させて、降園時間が14時になっていますよね。でも、保育所となると、時間が変わってくるわけですよね。そこも大きく保護者の方は心配されると思います。

(事務局)

それで行きますと、20ページのここの1号認定になります。3歳以上で保育が不要、保育が不要なので、幼稚園に行っていると思います。あと認定こども園の幼稚園ということになっております。実際

の時間としましては、預かり保育が幼稚園でできるのか。

(D委員)

済みません、お話の途中で。市内の公立幼稚園に預かり保育ができる幼稚園がありますが、ほかも預かり保育ができるようになる可能性があるということですか。

(事務局)

できるよりも、できなくなる可能性が大きいです。

(D委員)

できなくなる。

(事務局)

預かり保育をするということは保育が必要ということです。保育が不要なので1号認定です、今預からないといけないということは、何か事情があって預からないといけないということは、保育が必要ですよ。その子どもさんは2号認定になります。

(D委員)

そしたら今度ニーズがどんどん変わってくると思われれます。結局、幼稚園が14時降園なので働けないっていう保護者が多いです。あと長期の休暇があるというのが公立の幼稚園は多い。いい方向に変わってくれば保護者としては助かるのですが、そういうようなところも調査で調べていただけるのか。

(事務局)

はい。ニーズ調査の中で、長期の休暇をどう考えていますか、とその辺りを聞く項目があります。

(C委員)

江北に関わっていた時に、子どもが減って幼稚園が存続の危機にありました。幼稚園として経営をしていきたい、幼稚園に園児をたくさん集めたい、来て欲しいという願いで預かり保育をされています。本当は保育所に行ってもらいたいのですが、幼稚園を存続させたいということでそうされていました。江北では幼稚園と保育所の施設を隣同士にされて、グラウンドを一緒にされて。そして朝早い時間帯は保育所にいて、そこから幼稚園に行って。9時から14時ぐらいまで両面の生活、あるいは幼稚園で過ごして、みんなで一緒に過ごして。帰る時に幼稚園の子はそこから帰るし、そこからまた保育所に帰っていくような。預かり保育はなくなるけれども、保育所の中でまた一緒に過ごすということになるので。同じことではないと思うけど、保育所と幼稚園の考えがそれぞれ違うので、やっぱり保育と教育の違いなんですけど、いろいろ課題は出てくるかなと。もう保護者さんの保育ではないのではないかと思います。

(E委員)

今のお話だと、やっぱり実際に幼稚園に預かり保育されている方は、認定こども園か保育所に行かなければいけないと考えますが、そうですか。

(E委員)

幼稚園がそのまま残れば、幼稚園では保育を不要とする方が対象ということですよ。それと、保育時間に応じて保育料が決まるっていうことになると、例えば15時までのお預かり、16時までのお預かりとか、時間で区切るようになるようになると保育をする立場としては、15時で帰る子、16時で帰る子、17時で帰る子っていうふうに時間で保育料が決まるっていうイメージですね。

(事務局)

時間の区切りの情報を私どもまだ持っていませんが、考え方としてはさっき言ったように就労時間に

合わせた給付をやりますので、保育時間に合わせたサービスになってくると思います。さきほど委員さんが言われるように、例えば保育所に11時間丸々いる子もいれば、8時間で帰る子もいるようになってくると思っています。

(E委員)

今だと、園によって違うと思うのですが、18時までには通常の料金で、そこから延長保育の料金を払っている保護者の方たちがおられると思うのです。例えば週3日働いている方もいらっしゃると思うのです。そしたら月、水、金のお仕事だったら、火曜、木曜は就労とみなされないで、週3回、保育所に行くことととも可能になってくるのかとか。

(佐藤会長)

委託業者さん、国の情報ですとか、県からとか入ってないですか。

(コンサル)

そこまではまだ入ってなくて。国のほうはそのデータを集めるために今ニーズ調査やっているのだと思います、恐らく。これはあまり軽々に、今しゃべれない状況じゃないでしょうかね。申し訳ないです。

(E委員)

就労時間で保育料が決まるとなった場合、フルタイムの方はいいのですが、月、水、金だと、例えば8時間の3日間、24時間になるし、そういうところがすごく不安っていうか。実際、子どもさんを預ける親さんたちは、こういう情報が入ってくると、不安じゃないかなと思います。

(事務局)

そこら辺りが先ほども言ったように、制度が変わるときに、今までの制度のイメージと違うような動きになっています。今回ここで説明できないのは、国のほうでもやはりまだ迷っている、このニーズ調査等を把握した上での決定だと思います。保育時間もですけど、保育料、単価の問題もまだ決まっていません。26年度末か、来年の初めぐらいに国が基準を出すようになります。基準どおりになるのかどうかは決まっていません。とにかく基準がないことには進みません。その辺りも、保護者さんも保育料について急に高くなったりしたら、不安なところもあるでしょうが、まだまだ、これは今のところ、このタイミングの段階では何とも言えない状況です。

(佐藤会長)

ここにおいては今、委員さん言われたとおり、いろんな問題があると思います。将来の不確定なところもあって、私もどういふふうになるのかなと思いますけれども。そこで確認しておきたいのは、これからニーズ調査等があって、いろいろな資料が少しずつ出てくる段階で、今述べられている疑問等を出していただいて、少しずつ、少しずつはっきりさせていければいいかなと。私も今単純に思ったのは、この資料を出されたときに、今はこういうふう子どもたちがおるわけです。子どもたちが新制度になったときに、具体的にどういふふうに変わっていくのかなっていうのを、そういうのを説明してもらおうとわかりやすいですね。その辺りが少しわかりにくいところもありますけれど。今言われたように、ニーズ調査等をして、その辺りの数字等が明らかになった段階でまた出してもらえればということで。次の「ニーズ調査について」というところで説明を受けたいと思います、よろしくお願いします。

### (3) ニーズ調査について

事務局説明 資料7

(事務局)

就学前児童保護者用の資料7の1、8ページをご覧ください。問18、問19とあります、黄色ですのでこれは国指定の必須項目のアンケートです。先ほどお話の中で、長期の休暇のお話が出ましたけども、ここで土、日とか長期の休暇の場合を聞いております。

いろいろ色があります、おさらいですけども、今の黄色は国指定の必須項目、緑色は任意項目ということです。青が独自、赤丸が前回調査項目です。かなり黄色と緑が多いです、ほとんどとっていいです。ページもかなりのボリュームがありますが国の必須項目、任意の項目を外すわけにもいきません。できるだけうちのほうもアンケートに答えてもらえるように項目数を絞りたいと思い絞った結果、これ以上落とすのは限界だと思っています。

(佐藤会長)

簡単に言うと、青以外はどこの市も、日本中、一緒ということですか。

(事務局)

そうです。たたき台があって同じような形でアンケートをされております。これがないと、国がアンケート集計するときに違いがでますので、必須項目と任意項目は合わせておかないと統計が全国的に出ません、これは合わせるということです。

(コンサル)

私のほうから、ご説明申し上げます。

私どもは厚労省関係で国の子育て会議に出席させていただいています。実は全国1,700を超える市町村ありますけども、同時に動いております。

一番早いところは、首都圏が8月の末か9月にやっている調査が最初です。ただこれは早過ぎます。というのは、国が確定したのが8月6日ですので、実際にはそれからいろんな議論をやっていますから。さっき申しあげましたように一番多いのは11月調査が一番多いです。だからこれからです。ほとんど県下市町村ほとんど11月だと思います。私どもが全国で200市町村のお仕事をいただいています。スタイルから申し上げますと、これは私どももスタイルですから、コンサルと申しますか、研究所によってはスタイルが違います。ただども、黄色の部分と緑の部分は、実はヒントを申しあげると、見えにくいのですけれども就学前がベースになります。

その前に言うておかなければいけないのは、今回の国の調査は、あくまでも0歳から5歳の調査です。この就学前というのが、国が示した調査です。こちらの小学生は何で聞くかと、8月6日の基本方針が確定した時点で、いわゆる地域での見守りは、地域での子育て支援事業の中に放課後児童クラブが上がっています。要するに地域で見守りましょうと。やっぱり小学校が終わりました、まだお母さんたちが帰ってないので、どっか預かってねと、放課後児童クラブはそうだと思います。ただ18時までですので、延長をどうするか等いろいろ出てきますね。いわゆる小1の壁問題というのはかなり大きいと思うのですけども。国がいう小学校というのは調査票に示してないのです。ところが、実は今あります次世代育成のときにも同じような調査をかけまして聞いております。雛形が大分できています。それを持っているので、先に言いますと小学校のほうは途中出てきますけども、放課後児童クラブのことがメインになります。そこを固めていけば大体見えてきます。就学前のほうは多岐にわたっています。

先ほど疑問の中で申し上げますと、2ページ目にお母さんとかお父さんの就労のことを聞いています。就学前の、問いの9ページあたりです。例えばフルタイムで働いています、先ほど出ましたね、1日何時間働いていますよという、就労形態別にかなり細かく出ます。これ別の、私どもそういうクロス集計を行います。1日3時間働いているお母さんが、今利用しているのは、例えば5ページ目にあります問

13の1の中で、全部で11ほど上げています。保育所、それから認定こども園も入っていますが、どこを利用していますか、実際に現在1日当たりどれだけ利用していますか、つまり、就業形態別にどの施設をどれだけ使っていて、本来これだけ使っているけども、本来はそうじゃなくてこれだけ使いたかったのですというのを聞くようになります。さらに突っ込んだ形でいきますと、6ページの問14、今度は今後の利用について聞きます。このときに先ほどご説明がありましたように、6ページの問14の項目の5番目、「小規模な保育施設」とあります。これ初めて出てくる言葉で、これが、国が今度指定した地域型保育の一つの典型になるわけでございますけども、これについても聞くわけです。どういふことかという、今の就業形態があります。その方たちで、例えば3歳未満の子は保育所に行かしています。1日はこれだけ預けています。週に何回預けています。しかし、実際にはこれだけ預けたいのですよね、っていうのがあります。さらに、今後はこういうふうにご利用したいという、これ複雑にクロス集計をかけますと、今いった疑問の出てくる数字がばっと出てくるのです。それによって需要量が出てくる。それによって最終的に料金を決めようということです。そのためには需要だけじゃだめですから、供給側、今度は保育所とか幼稚園が今後このままでいきますよとか、いや私ども認定こども園になりますよって意向示したときに、そこで量がわかりますので、いわゆる需要と供給がはっきりわかりますとバランスがとれますよね。その時点で給付費が決まるわけです。介護保険と全く同じです。介護保険料といったら需要と供給と、はじめはこの介護保険もいろいろもめましたけど、今回のこの事業計画というのは介護保険事業計画にそっくりです。厚労省のシステムがこういう流れです。まず制度ありきできて、いきなり調査をかけてくださいと。調査かけますよね、皆さんまだ「えっ」という感じなるのですが、なぜかという情報が流れてきていないのですよ。調査をやります、いつまでに給付費出しますよと、その間何にも情報がない。一方では、調査かけた結果どうしますかという、ワークシートという複雑なシートが上がってくるのですけど、それもまだ出てない。私ども何も答えられない。それが、会長がおっしゃっているように、どんどん見えてくると、少し噛み砕かれるわけです。それが大体事業計画つくるときですから、この集計が上がる2月ぐらいまではまだ国のほうは右往左往していると思います。介護保険のときもそうでした。ものすごい時間がかかった。制度を変えるのは、そういうエネルギーがいるものですから。かといってニーズ調査をしないと何も出てこないんで、調査だけやってくださいということで。遅くとも11月にかけないと厳しいかなと。一番遅いところで12月下旬というところがあります。まだ発注してないところもあります。本当、各市町村さん、事務局さん大変です。

整理しますと、黄色の部分と緑の部分は、できればこのままでいかしていただきたい。きょうの議論はご説明だけで終わると思います。一週間後に会議を開きますよね。それまでに、こういう質問をしたらどうでしょうかという意見を募るのだろうと思います。23日の日に正式な意見交換と。きょうはご説明だけだろうと、時間的にもそうだろうと思うので、そういうことで、もう一回調査票を精査してもらい、説明を受けた制度のことも一緒にかみ合わせていって、ああ、そうしたらこの質問はちょっと、黄色と緑は手をつけないけれども、例えば青色のところ、最後にあります、これは今ある次世代の調査票を比較するためにつけています。だから前回と比較できるようになりますので、次世代の育成の行動計画との比較、5年間の変化も評価できますから、そういう意味で青色のところを中心に、例えばこんな質問があったらいいのではないかとか、こういうことは聞けませんかねとかいうのを議論していただくと、かなりスムーズに行くと思います。黄色とか緑のところの見せ方とか内容を変えたいというのは、できればこのままでいっていただきたいと思います。国が項目の順番まで決めていますので。そこを逆



に動かしますと狂いが出る。これは、国の前に県に報告しなきゃいけないので、県も国からバンと下りてきますので、県はまだ全然情報入っていない。ただ今ある情報で緑の説明資料をつくっているわけですから、正直情報が足りないですね。そういうことで、ニーズ調査をまず先行しなければいけない。そのためには1週間ぐらい見ていただくのでしょうか、見ていただいて特に青色のところを中心にご意見をいただくような形でスムーズに運べば一番いいのではないのでしょうか。恐縮ですが全国の流れで、例で申し上げました。

(佐藤会長)

ありがとうございました。

今お話がありましたけども、ニーズ調査について皆さんからの審査とかご意見というのは次回になるのかなと思いますけれども、今ございましたら出してももらっても結構ですし、事務局のほうに直接ありましたら、それを出してもらっても結構だと思います。

時間的にも大体時間だと思いますけれども、委員さんのほうから今まで通して、何か気づいたこととかご意見等ありましたら、ご意見を受けたいと思いますけれども、大丈夫ですか。

そしたら、今日のところはこういう情報を提供してもらったということで、次回ご意見等賜りたいと思います。

(事務局)

どうもありがとうございました。ご意見はできれば事前に事務局の方に来てもらえれば、会議の時に提示できます、ご意見があれば事前に事務局の方をお願いします。

## 8 議題

(1) 次回 10/23 13:30～

## 9 閉会